

住宅の省エネ改修工事費の一部を助成します

市では、環境負荷の低減や空き家の有効活用を促進を図るため、平成28年4月から住宅の省エネ改修工事を対象に、工事費用の一部を助成する「小樽市住宅エコリフォーム助成事業」を実施しています。
◆申し込みや詳しいお問い合わせは、建築住宅課 ☎④111内線364、FAX⑦4554へどうぞ。



◆住宅エコリフォーム助成事業◆

申し込みができる方

次の3項目全てに該当する方

- 小樽市民であり、かつ市税を滞納していない方
- 前年の所得の額が550万円以下の方
- 住宅エコリフォームを行う住宅の所有者の方

対象となる住宅

- 市内の一戸建て住宅（空き家も含む）
- 共同住宅の住居専用部分（店舗や事務所併用住宅は住宅部分のみが対象）

※同一住宅での利用は年度内1回限り。

※前回の住宅リフォーム助成を利用した住宅も可能です。
※国、道および市で実施する他の支援制度との併用はできません。

対象となる施工業者

- 「小樽市住宅エコリフォーム助成事業資格登録者」として登録している事業者（詳細はお問い合わせください）

対象となる工事

工事費の総額が50万円以上で令和2年2月29日までに完了する次の工事

- 断熱改修工事
 - 窓の断熱改修工事（居室の一部の窓でも対象とする）
※居室：居間、寝室、子ども部屋、和室など。
 - 壁、床、天井または屋根の断熱改修工事
※省エネ基準（平成28年基準）に適合すること。

省エネ型設備機器設置工事

- 自然冷媒ヒートポンプ給湯器（例：エコキュート）、自然冷媒ヒートポンプ暖房機
 - 潜熱回収型給湯機（例：エコジョーズ）、潜熱回収型給湯暖房機
 - 太陽光発電、太陽熱利用システム
- ※既に工事を始めている場合や、工事が終了している場合は対象となりませんのでご注意ください。

対象外の工事

- 省エネ基準に適合しない断熱改修工事
- 新築工事
- 外装材の張り替え、塗り替えのみの改修工事
- 屋根板を不燃材料でのふき替えのみの改修工事
- 内部の模様替え工事
- 水回りを改良する工事

助成額

対象工事に要した費用と基準工事費を比較して少ない方の金額の10分の1で、同一住宅の利用上限額は30万円
※基準工事費についてはお問い合わせください。

申し込み

- 先着順で受け付け、申請額の合計が予算額に達した時点で締め切ります

「小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資制度」のご案内

この制度は、市民の方が市内金融機関から融資を受けて市内の一戸建て住宅を改造する場合に、融資の利子分を市が補助する制度です。制度を利用する場合は、市に事前にご相談をいただいて融資あっせんの申請を行い、その後金融機関で審査の上、融資の可否を決定します。

◆申し込みや詳しいお問い合わせは、建築住宅課 ☎④111内線354、FAX⑦4554へどうぞ。



◆小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資制度◆

申し込みができる方

次の4項目全てに該当する方

- 市内に住所を有し、次の①、②のいずれかに該当する方
 - ①改造工事を行う住宅に居住している方又はその配偶者
 - ②上記①の方の三親等内の親族

※ただし、バリアフリー改造工事にあっては、改造する住宅に55歳以上の方又は障がい者の方が居住していることが条件となります。

- 融資申込時の年齢が20歳以上で、資金完済時の年齢が75歳（一部の取扱金融機関は70歳）未満であること
- 前年の所得金額が1200万円以下で市税の滞納がないこと
- 「小樽市住宅エコリフォーム助成事業」を利用していないこと

対象となる住宅

- 市内の一戸建て住宅（店舗や事務所併用住宅は住宅部分のみが対象）

対象となる施工業者

- 市内に本店、支店等がある業者又は市内在住の個人業者

対象となる工事

- ①バリアフリー改造工事
- ②リフォーム全般工事

※融資決定後に工事に着手することになり、既に工事を始めている場合や、工事が終了している場合は対象となりませんのでご注意ください。

融資の条件

- 融資限度額 対象工事①、②とも 200万円
（上記の合計限度額は 無担保の場合200万円まで
有担保の場合400万円まで）

- 利率 無利子
- 償還期間 無担保融資 7年以内
有担保融資 15年以内

取り扱い金融機関

北洋銀行・北海道銀行・北陸銀行・北海道信用金庫・北海道労働金庫の市内にある支店

申し込み

- 先着順で受け付け、申請額の合計が予算額に達した時点で締め切ります